
*
* 株式会社ジャパンディスプレイ **
* 定 款 **

2020年3月26日改訂

株式会社ジャパンディスプレイ 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ジャパンディスプレイと称し、英語では Japan Display Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 中小型ディスプレイデバイスおよびその関連製品ならびに部品の研究、開発、製造および販売
- (2) 前号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式	100億株
A種優先株式	10億2,000万株
B種優先株式	6億7,200万株
C種優先株式	6億7,200万株

(自己株式の取得)

第6条の2 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の単元株式数は100株とする。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第2章の2 種類株式

(A種優先株式)

第 11 条の2 当会社の発行するA種優先株式の内容は、次項から第7項に定めるものとする。

2. 剰余金の配当

当会社は、配当支払日(配当の基準日を定めた場合は基準日とする。以下同じ。)における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるA種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)及びB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)及びC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて支払う。なお、A種優先株式1株当たりの配当金に、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者が権利を有するA種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。「A種転換比率」とは、その時点でのA種投資金額(第5項第(2)号に定義される。以下同じ。)を、A種転換価額(第7項第(3)号に定義される。以下同じ。)で除した数(小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。)をいう。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株当たり、A種投資金額に相当する額を支払う。なお、A種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者が権利を有するA種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当会社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合

は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

(2) 参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して第(1)号に従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるA種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

4. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 金銭対価の取得請求権(償還請求権)

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、払込期日の3年後の応当日以降いつでも、当会社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の効力が発生する日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求日に、当該A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種投資金額と同額の金銭を交付する。

(2) A種投資金額

A種投資金額は以下のとおりとする。

① 当初は100円とする。

② 当会社がA種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て(総称して、以下「株式分割等」という。)を行う場合、以下の算式によりA種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のA種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のA種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当会社が保有するA種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のA種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のA種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当会社が保有するA種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rclcl} \text{調整後の} & & & & \text{株式分割等前のA種優先株式の} \\ \text{A種投資} & = & \text{調整前の} & \times & \text{発行済株式数} \\ & & \text{A種投資} & & \text{-----} \end{array}$$

金額	金額	株式分割等後のA種優先株式の 発行済株式数
----	----	--------------------------

調整後のA種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

③ その他上記②に類する事由が発生した場合は、A種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

6. 金銭対価の取得条項（強制償還）

当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（本項において以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第 461 条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種投資金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、A種優先株式の一部取得を行うにあたり、A種優先株主が複数存在する場合には、取得するA種優先株式は、比例按分により当会社の取締役会が決定する。

7. 普通株式対価の取得請求権（転換請求権）

（1）転換請求権の内容

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、払込期日の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき第(2)号に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求（本項において以下「転換請求」といい、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求日」という。）することができる。

（2）転換請求により交付する普通株式数の算定方法

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

（算式）

$$\begin{aligned} & \text{A種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数} \\ & \quad = \text{A種投資金額} \div \text{A種転換価額} \end{aligned}$$

なお、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

（3）A種転換価額

A種転換価額は、以下に定める金額とする。

① 当初は、以下の(A)又は(B)に定める場合に応じて、それぞれに定める金額とする。

(A) 転換請求日において、当会社の普通株式が上場等(金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。)されている場合、転換請求日の直前の取引日(但し、終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)の、当会社の普通株式が上場等されている金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場における当会社の普通株式の終値(気配表示を含む。)に相当する金額と、225 円とのいずれか大きい方の金額とする。

(B) 転換請求日において、当会社の普通株式が上場等されていない場合 225 円とする。

② 上記①の規定に拘わらず、当会社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、A種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当会社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後の} & & & & \text{株式分割等前の普通株式の} \\ \text{A種転換} & & \text{調整前の} & & \text{発行済株式数} \\ \text{価額} & = & \text{A種転換} & \times & \text{-----} \\ & & \text{価額} & & \text{株式分割等後の普通株式の} \\ & & & & \text{発行済株式数} \end{array}$$

調整後のA種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のA種転換価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。)する場合(但し、①株式無償割当てを行う場合、②潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。))、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。本(ii)において以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は④会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のA種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当会社が保有するものを除く。)に、同日時点での発行

済みの潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcll} & & \text{新規発行} & \text{1株あたり} \\ & & & \times \\ & & \text{株式数} & \text{の発行価額} \\ & & \text{株式総数} & + \frac{\text{調整前のA種転換価額}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}} \\ \text{調整後の} & \text{調整前の} & & \\ \text{A種転換} & \text{A種転換} & \times & \\ \text{価額} & \text{価額} & & \end{array}$$

調整後のA種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株あたりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\begin{array}{rcll} & & \text{新規発行} & \text{1株あたり} \\ & & & \times \\ & & \text{株式数} & \text{の対価の額} \\ & & \text{株式総数} & + \frac{\text{調整前のA種転換価額}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}} \\ \text{調整後の} & \text{調整前の} & & \\ \text{A種転換} & \text{A種転換} & \times & \\ \text{価額} & \text{価額} & & \end{array}$$

調整後のA種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日(当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当てを行う場合を含む。)で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額(本(iv)において以下「1株あたりの対価の額」という。)が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式により

A種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの対価の額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日(当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当会社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当会社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当会社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当会社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当会社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当会社の株式(本(v)において以下「割当株式」という。)1株あたりの価値(当会社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。本(v)において以下同じ。)が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたりの価値}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(B種優先株式)

第11条の3 当会社の発行するB種優先株式の内容は、次項から第8項に定めるものとする。

2. 剰余金の配当

(1) 剰余金の配当

当会社は、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるB種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主及びA種優先登録株式質権者、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。なお、B種優先株式1株当たりの配当金に、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「B種転換比率」とは、その時点でのB種投資金額(第(2)号に定義される。以下同じ。)を、B種転換価額(第8項第(3)号に定義される。以下同じ。)で除した数(小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。)をいう。

(2) B種投資金額

① 当初は75円とする。

② 当会社がB種優先株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりB種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のB種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のB種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当会社が保有するB種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のB種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のB種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当会社が保有するB種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後の} & & & & \text{株式分割等前のB種優先株式の} \\ \text{B種投資} & & \text{調整前の} & & \text{発行済株式数} \\ \text{金額} & = & \text{金額} & \times & \text{-----} \\ & & & & \text{株式分割等後のB種優先株式の} \\ & & & & \text{発行済株式数} \end{array}$$

調整後のB種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

③ その他上記②に類する事由が発生した場合は、B種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株当たり、B種投資金額に相当する額を支払う。なお、B種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当会社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

(2) 参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して第(1)号に従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにC種優先株主及びC種優先登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるB種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

4. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については当会社の取締役会の承認を要する。

5. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

6. 種類株主総会の議決権

当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

7. 金銭対価の取得条項(強制償還)

当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(本項において以下「強制償還日」という。)の到来をもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種投資金額を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、B種優先株式の一部取得を行うにあたり、B種優先株主が複数存在する場合には、取得するB種優先株式は、比例按分により当会社の取締役会が決定する。

8. 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

(1) 転換請求権の内容

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者は、払込期日の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当社がB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき第(2)号に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(本項において以下「転換請求」という。)することができる。

(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{B種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数} \\ & = \text{B種投資金額} \div \text{B種転換価額} \end{aligned}$$

なお、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

(3) B種転換価額

B種転換価額は、以下に定める金額とする。

① 当初は50円とする。

② 上記①の規定に拘わらず、当社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、B種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rclcl} \text{調整後の} & & & & \text{株式分割等前の普通株式の} \\ \text{B種転換} & & \text{調整前の} & & \text{発行済株式数} \\ \text{価額} & = & \text{B種転換} & \times & \text{-----} \\ & & \text{価額} & & \text{株式分割等後の普通株式の} \\ & & & & \text{発行済株式数} \end{array}$$

調整後のB種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のB種転換価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。)する場合(但し、①株式無償割当てを行う場合、②潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。)、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。本(ii)において以下同じ。)の行使若しくは転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は④会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。)、以下の算式によりB種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のB種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当会社が保有するものを除く。)に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当会社が保有するものを除く。)の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの発行価額}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当会社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。)で、当該株式の転換により交付される当会社の普通株式の1株あたりの対価の額として当会社の取締役会が決定した額が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの対価の額}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当会社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当てを行う場合を含む。）で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額（本(iv)において以下「1株あたりの対価の額」という。）が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のB種転換価額} = \text{調整前のB種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの対価の額}}{\text{調整前のB種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のB種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当会社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当会社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当会社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当会社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当会社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当会社の株式（本(v)において以下「割当株式」という。）1株あたりの価値（当会社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。本(v)において以下同じ。）が調整前のB種転換価額を下回る場合、以下の算式によりB種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行割当株式数} \times \text{1株あたりの価値}}{\text{調整前のB種転換価額}}$$

$$\begin{array}{ccccc} \text{調整後の} & & \text{調整前の} & & \text{調整前のB種転換価額} \\ \text{B種転換} & = & \text{B種転換} & \times & \text{-----} \\ \text{価額} & & \text{価額} & & \text{株式総数 + 割当株式数} \end{array}$$

調整後のB種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(C種優先株式)

第 11 条の4 当会社の発行するC種優先株式の内容は、次項から第8項に定めるものとする。

2. 剰余金の配当

(1) 剰余金の配当

当会社は、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるC種転換比率(以下に定義される。)を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主及びA種優先登録株式質権者、並びに配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主及びB種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。なお、C種優先株式1株当たりの配当金に、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「C種転換比率」とは、その時点でのC種投資金額(第(2)号に定義される。以下同じ。)を、C種転換価額(第8項第(3)号に定義される。以下同じ。)で除した数(小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。)をいう。

(2) C種投資金額

① 当初は 75 円とする。

② 当会社がC種優先株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりC種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のC種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のC種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当会社が保有するC種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のC種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のC種優先株式の発行済株式数(但し、その時点で当会社が保有するC種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{ccccc} & & & & \text{株式分割等前のC種優先株式の} \\ & & & & \text{発行済株式数} \\ \text{調整後の} & & \text{調整前の} & & \text{-----} \\ \text{C種投資} & = & \text{C種投資} & \times & \\ \text{金額} & & \text{金額} & & \text{株式分割等後のC種優先株式の} \end{array}$$

発行済株式数

調整後のC種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

③ その他上記②に類する事由が発生した場合は、C種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにB種優先株主及びB種優先登録株式質権者と同順位にて、C種優先株式1株当たり、C種投資金額に相当する額を支払う。なお、C種優先株式1株当たりの残余財産の分配額に、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、当社は、残余財産の分配額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

(2) 参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して第(1)号に従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにB種優先株主及びB種優先登録株式質権者と同順位にて、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるC種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

4. 譲渡制限

譲渡によるC種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

5. 議決権

C種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

6. 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

7. 金銭対価の取得条項(強制償還)

当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(本項において以下「強制償還日」という。)の到来をもって、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第 461 条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、C種投資金額を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、C種優先株式の一部取得を行うにあたり、C種優先株主が複数存在する場合には、取得するC種優先株式は、比例按分により当会社の取締役会が決定する。

8. 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

(1) 転換請求権の内容

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者は、払込期日(C種優先株式が最初に発行された日をいう。本項において以下同じ。)の1年後の応当日以降、法令上可能な範囲で、当会社がC種優先株式を取得するのと引換えに、C種優先株式1株につき第(2)号に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求(本項において以下「転換請求」という。)することができる。

(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{C種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数} \\ & = \text{C種投資金額} \div \text{C種転換価額} \end{aligned}$$

なお、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

(3) C種転換価額

C種転換価額は、以下に定める金額とする。

① 当初は 50 円とする。

② 上記①の規定に拘わらず、当会社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めるとおり、C種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。

(i) 当会社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」

は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後のC種転換価額} = \text{調整前のC種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のC種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(ii) 調整前のC種転換価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を発行(自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。)する場合(但し、①株式無償割当てを行う場合、②潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。))、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。本(ii)において以下同じ。))の行使若しくは転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は④会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。))、以下の算式によりC種転換価額を調整する。なお、本項において「株式総数」とは、調整後のC種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数(当会社が保有するものを除く。))に、同日時点での発行済みの潜在株式等(当会社が保有するものを除く。))の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。

$$\text{調整後のC種転換価額} = \text{調整前のC種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの発行価額}}{\text{調整前のC種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のC種転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当会社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合(株式無償割当てを行う場合を含む。))で、当該株式の転換により交付される当会社の普通株式の1株あたりの対価の額

として当会社の取締役会が決定した額が調整前のC種転換価額を下回る場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のC種転換価額} = \text{調整前のC種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの対価の額}}{\text{調整前のC種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のC種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当会社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当てを行う場合を含む。）で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額（本(iv)において以下「1株あたりの対価の額」という。）が調整前のC種転換価額を下回る場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のC種転換価額} = \text{調整前のC種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの対価の額}}{\text{調整前のC種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のC種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(v) (a)当会社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、(b)当会社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当会社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当会社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当会社

の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当会社の株式(本(v)において以下「割当株式」という。) 1株あたりの価値(当会社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。本(v)において以下同じ。)が調整前のC種転換価額を下回る場合、以下の算式によりC種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\text{調整後のC種転換価額} = \text{調整前のC種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたりの価値}}{\text{調整前のC種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のC種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(株式の分割又は併合、募集株式の併合等)

第 11 条の5 当会社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

2. 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
3. 当会社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
4. 当会社は、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合は、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。本項において以下同じ。)で、実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。
5. 当会社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当て

を、B種優先株主にはB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(総会の招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき当会社の代表取締役(代表取締役が複数の場合は、予め取締役会で定めた代表取締役)がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の代表取締役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、当該株主または代理人は、株主総会毎にその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

(種類株主総会)

第18条の2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。

2. 第14条、第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会について準用する。

3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、議決権の行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびにその他の役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役の報酬)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役(代表取締役が複数の場合は、予め取締役会で定めた代表取締役)が招集する。

2. 前項の代表取締役が前項の任務を行うことができない場合には、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集する。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第26条 取締役会の議長は、代表取締役(代表取締役が複数の場合は、予め取締役会で定めた代表取締役)がこれにあたる。

2. 前項の代表取締役が前項の任務を行うことができない場合には、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名し、当会社が保存する。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名し、当会社が保存する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第43条 当会社は、株主総会の決議によって、剰余金の配当を行う。

2. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけない。